

認定マンションMAPを 公開しています



認定マンションの認知度及び市場評価の向上を目的として、認定マンションを配置したGoogleマップ（マイマップ）をウェブ上に掲載しています。エリアの視認性向上に加え、各マンションのアイコンから不動産ポータルサイト（SUUMO）へのリンク付けもされていますので、物件購入希望者等にとってもより検索しやすくなる作りとなっています。

ご利用のイメージ

- ① 横浜市管理計画認定制度 🔍 で検索



※横浜市ウェブページ内「ヨコハマ分譲マンションポータル」からもアクセスできます

- ② 「管理計画認定制度とは、認定基準、申請方法」のページを開き、表示されたマップの中から気になるマンションを確認

●横浜市ウェブページの掲載状況



●拡大して周囲の環境を確認することも可能



©Googleマップ

- ③ アイコンをクリックし、マンションの情報やリンク先を表示

Googleマップから写真を自動取得
※写真がない場合もあり



SUUMO物件ライブラリー

管理組合向け制度のご案内

管理計画認定制度

マンションの価値は“管理”でも決まります



マンションの資産価値の
維持向上を考えている方

2,3ページへ



認定されたマンションについて
知りたい方

4ページへ

横浜市では管理組合向けにさまざまな
支援メニューをご用意しています。
詳しくは、市のウェブページをご覧ください。

ヨコハマ分譲マンションポータル 🔍



お問い合わせ
横浜市建築局住宅再生課 ☎ 045-671-2954 ✉ kc-jutakusaisei@city.yokohama.lg.jp

マンションの資産価値の 維持向上を考えている方へ



管理計画認定制度の申請をぜひご検討ください！

認定を受けることで期待されるメリット

- 適正に管理されたマンションとして、市場において客観的に評価されます。
- 住宅金融支援機構の「[フラット35]」「マンション共用部分リフォーム融資」の金利引下げや「マンションすまい・る債」の利率上乗せが受けられます。
- 認定申請をきっかけに管理状況を把握し、管理運営を見直す機会となります。

認定基準

以下の基準を満たしているマンションを横浜市が認定します。

管理組合の運営	長期修繕計画の作成及び見直し等
■管理者等及び監事が定められている ■集会（総会）が年1回以上開催されている	■長期修繕計画（標準様式準拠）の内容及びこれに基づき算定された修繕積立金額が集会（総会）で決議されている ■長期修繕計画の作成又は見直しが7年以内にされている ■長期修繕計画の計画期間が30年以上かつ残存期間内に大規模修繕工事が2回以上含まれている ■長期修繕計画において将来の一時的な修繕積立金の徴収を予定していない ■長期修繕計画の計画期間全体での修繕積立金の総額から算定された修繕積立金の平均額が著しく低額でない ■計画期間の最終年度において、借入金の残高のない計画となっている
管理規約	
■管理規約が作成されている ■管理規約にて下記について定めている - 一緊急時等における専有部分の立ち入り - 一修繕等の履歴情報の保管 - 一管理組合の財務・管理に関する情報の提供	
管理組合の経理	
■管理費と修繕積立金の区分経理がされている ■修繕積立金会計から他の会計への充当がされていない ■直前の事業年度の終了日時点における修繕積立金の三ヶ月以上の滞納額が全体の割合以内である	
その他	
■組合員名簿、居住者名簿が備えられており、年1回以上内容の確認が行われている ■横浜市マンション管理適正化指針※に照らして適切なものである	

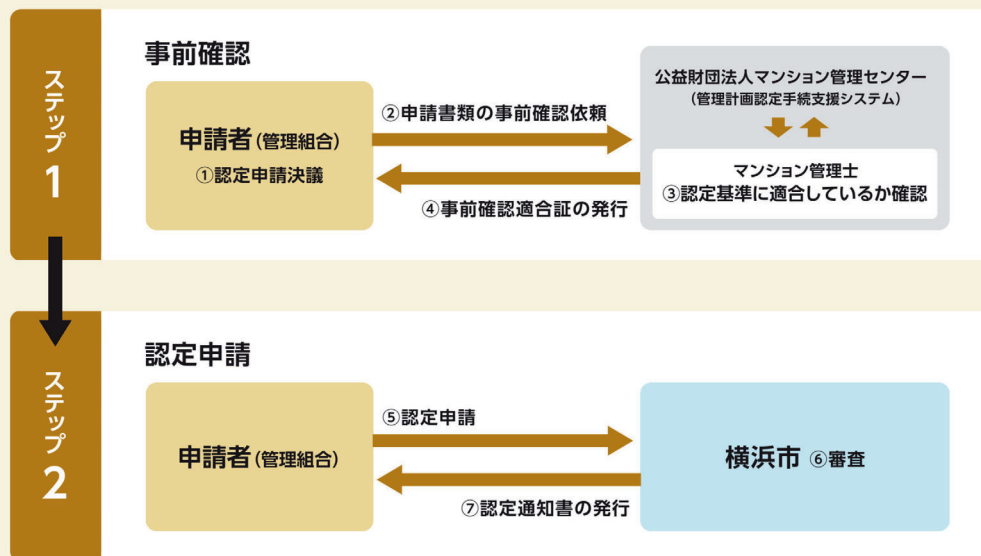
- ※横浜市マンション管理適正化指針とは：管理組合が活動する際の基本的な考え方を示すもので特に次の3点を重要な事項と位置付けています。

- ①管理組合は、マンションの管理の主体として、必要に応じて専門家の活用も検討しながら、主体的に適正な管理に取り組む。
- ②区分所有者は、管理の重要性・必要性を十分に認識し、管理組合活動に積極的に関わる。
- ③管理組合は、長期的な見通しを持ち、助言・指導等の目安及び管理計画認定の基準に留意しながら適正な運営に努める。

管理計画認定制度を ぜひご活用ください

適切に管理されている
マンションを横浜市が認定する
制度をご紹介します

申請の流れ



- ※事前確認と認定申請はオンライン（管理計画認定手続支援システム）で行います。それぞれ手数料が発生します。
- ※申請パターンは複数あります。詳しくは、市のウェブページをご確認ください。

- 管理計画認定制度は、以下のどちらかの制度と同時に申請することもできます。
- マンション管理適正化診断サービス（一般社団法人日本マンション管理士会連合会） ☎ 03-5801-0843
- マンション管理適正評価制度（一般社団法人マンション管理業協会） ☎ 03-3500-2721

相談窓口（マンション管理計画認定制度相談ダイヤル）

認定基準や申請手続きなどについて、
専門的知識を有するマンション管理士がお答えします。

☎ 03-5801-0858 受付時間：10時～17時
（日祝・年末年始除く）



管理計画認定制度については、
市のウェブページも
ご確認ください。